

## ○桜井宇陀広域連合負担金規則

平成9年3月31日

規則第6号

改正 平成17年12月13日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合規約（平成9年3月4日奈良県指令地第1161号。以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、規約第2条に規定する市村（以下「関係市村」という。）の桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の経費に係る負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の納入)

第2条 関係市村は、規約第17条第2項の規定に基づき算定された負担金を、予算に定めるところにより、毎会計年度広域連合に納入しなければならない。

(負担金の納入時期等)

第3条 前条の規定により、毎会計年度納入すべき負担金の納入期限は、広域連合長が発行する納入通知書により、その定める期日までに関係市村が広域連合に納入するものとする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。